ロ　車両総重量が五トンを超え一二トン以下のバス等であって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、平成二五年一月二七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

ハ　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二六年二月一三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

ニ　車両総重量が八トンを超え二〇トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

(2)　車両総重量が八トンを超え二〇トン以下のトラックであって、平成二八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

(3)　バス等及び車両総重量が三・五トンを超え二〇トン以下のトラックであって、平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準及び平成二七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三一年三月三一日（車両総重量が八トンを超え二〇トン以下のトラックにあっては、平成三〇年一〇月三一日）までに行われたときに限り、取得価額から一七五万円を控除する特例措置を講ずることとした。

(4)　次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の七関係）

(1)　船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

(2)　自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

(3)　鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り

(4)　農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

(5)　木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

(6)　船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の七関係）

(7)　船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の七関係）

(8)　平成三〇年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成三〇年度から平成三二年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずることとした。

(1)　宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとした。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額が、当該宅地等の当該年度の価格に一〇分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に一〇分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとした。（附則第一七条、第一八条、第一八条の三、第二二条、第二四条、第二五条、第二五条の三、第二七条の五及び第二八条関係）

(2)　(1)にかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が〇・六以上〇・七以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすることとした。（附則第一八条及び第二五条関係）

(3)　(1)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が〇・七を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に一〇分の七を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとした。（附則第一八条及び第二五条関係）

(4)　農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。（附則第一九条及び第二六条関係）

負担水準の区分	負担調整率
〇・九以上のもの	一・〇二五
〇・八以上〇・九未満のもの	一・〇五
〇・七以上〇・八未満のもの	一・〇七五
〇・七未満のもの	一・一